

平成 2 9 年 10 月 臨時会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日 開会

河 合 町 議 会

平成29年第3回（10月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示…………… 1

第 1 号 （10月10日）

○議事日程…………… 5

○本日の会議に付した事件…………… 6

○出席議員…………… 6

○欠席議員…………… 6

○出席説明員…………… 6

○欠席説明員…………… 7

○議会事務局出席者…………… 7

○開会の宣告…………… 9

○開議の宣告…………… 9

○町長のあいさつ及び報告…………… 9

○会議録署名議員の指名…………… 10

○会期の決定…………… 10

○付議事件の一括提案理由の説明…………… 10

○請願第1号、2号の趣旨説明…………… 19

○議案第34号の質疑、討論、採決…………… 23

○同意第26号の採決…………… 25

○同意第27号の採決…………… 25

○同意第28号の採決…………… 26

○諮問第1号の採決…………… 26

○承認第8号の質疑、討論、採決…………… 27

○議案第27号から議案第33号、請願第1号、請願第2号の委員会付託…………… 27

○認定第1号から認定第10号の委員会付託…………… 29

○散会の宣告…………… 30

○署名議員…………… 31

河合町告示第21号

平成29年第3回（10月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成29年10月 5日

河合町長 岡井 康徳

1 期 日 平成29年10月10日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第27号 平成29年度河合町一般会計補正予算について

議案第28号 平成29年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について

議案第29号 平成29年度河合町下水道事業特別会計補正予算について

議案第30号 平成29年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について

- 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算
について
- 議案第 3 3 号 河合町債権管理条例の制定について
- 議案第 3 4 号 河合町営住宅管理条例の一部改正について
- 同意第 2 6 号 北葛城郡公平委員会委員の選任について
- 同意第 2 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 2 8 号 教育委員会委員の任命について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 9 年度河合町一般会計補正予算)
- 認定第 1 号 平成 2 8 年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について
(別冊)
- 認定第 2 号 平成 2 8 年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定について (別冊)
- 認定第 3 号 平成 2 8 年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決
算認定について (別冊)

認定第4号 平成28年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

認定第5号 平成28年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

認定第6号 平成28年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

認定第7号 平成28年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

認定第8号 平成28年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

認定第9号 平成28年度河合町水道事業会計決算認定について（別冊）

認定第10号 平成28年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算認定について（別冊）

請願第1号 認定こども園の早期開園を求める請願書

請願第2号 認定こども園建設（スポーツ公園南隣）計画の白紙化とあらゆる選択肢の再検討を求める請願書

平成29年10月10日（火曜日）

（第1号）

平成29年第3回(10月)河合町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成29年10月10日(火)午前10時00分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 34号 河合町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 同意第 26号 北葛城郡公平委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 同意第 27号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 同意第 28号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 7 | 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 8 | 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度河合町一般会計補正予算) |
| 日程第 9 | 議案第 27号 平成29年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第10 | 議案第 28号 平成29年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第11 | 議案第 29号 平成29年度河合町下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第12 | 議案第 30号 平成29年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正
予算について |
| 日程第13 | 議案第 31号 平成29年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第14 | 議案第 32号 平成29年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算
について |
| 日程第15 | 議案第 33号 河合町債権管理条例の制定について |
| 日程第16 | 請願第 1号 認定子ども園の早期開園を求める請願書 |
| 日程第17 | 請願第 2号 認定こども園建設(スポーツ公園南隣)計画の白紙化とあら
ゆる選択肢の再検討を求める請願書 |
| 日程第18 | 認定第 1号 平成28年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について(別
冊) |
| 日程第19 | 認定第 2号 平成28年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について(別冊) |
| 日程第20 | 認定第 3号 平成28年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認定について(別冊) |
| 日程第21 | 認定第 4号 平成28年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳
出決算認定について(別冊) |
| 日程第22 | 認定第 5号 平成28年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて(別冊) |
| 日程第23 | 認定第 6号 平成28年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入
歳出決算認定について(別冊) |
| 日程第24 | 認定第 7号 平成28年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて(別冊) |
| 日程第25 | 認定第 8号 平成28年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決
算認定について(別冊) |
| 日程第26 | 認定第 9号 平成28年度河合町水道事業会計決算認定について(別冊) |

日程第 27 認定第 10 号 平成 28 年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出
決算認定について (別冊)

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 27 まで議事日程に同じ

出席議員 (12 名)

2 番 大 西 孝 幸	3 番 清 原 和 人
4 番 馬 場 千 恵 子	5 番 吉 村 幸 訓
6 番 岡 田 康 則	7 番 森 尾 和 正
8 番 池 原 真 智 子	9 番 西 村 潔
10 番 疋 田 俊 文	11 番 谷 本 昌 弘
12 番 中 尾 伊 佐 男	13 番 辻 井 賢 治

欠席議員 (1 名)

1 番 岡 田 美 伊 子

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長 岡 井 康 徳	副 町 長 東 正 次
教 育 長 竹 林 信 也	企 画 部 長 澤 井 昭 仁
総 務 部 長 福 井 敏 夫	福 祉 部 長 門 口 光 男
住 民 生 活 部 長 堀 内 伸 浩	ま ち づ く り 推 進 部 長 竹 田 裕 昭
教 育 部 長 井 筒 匠	企 画 部 次 長 森 嶋 雅 也
総 務 部 次 長 木 村 光 弘	福 祉 部 次 長 辰 己 環
住 民 生 活 部 次 長 岡 田 昌 浩	ま ち づ く り 推 進 部 次 長 中 山 雅 至
教 育 部 次 長 上 村 欣 也	安 心 安 全 推 進 課 長 阪 本 武 司
財 政 課 長 上 村 卓 也	税 務 課 長 浮 島 龍 幸
住 民 福 祉 課 長 中 野 雅 史	高 齢 福 祉 課 長 山 本 孝 典
保 健 ス ポ ー ツ 課 長 中 野 典 昭	認 定 こ ど も 園 準 備 室 長 佐 藤 桂 三

特命担当 梅野修治

住民生活課長 上村英伸

地域活性課長 福辻照弘

上下水道課長 石田英毅

教育総務課長 杉本正範

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

調整員 堀内一憲

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第21号をもって平成29年第3回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、平成29年第3回臨時会は成立しましたので開会します。

尚、1番岡田美伊子議員より欠席の届出を受けております。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ及び報告

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日は、第3回臨時会を招集いたしましたところ、元気でお集まりいただきありがとうございます。尚、議員各位には臨時議会開催するにあたりまして色々のご努力を賜りましたところ厚く御礼をもうしあげたいと思います。

本日は議案第27号から議案第34号までの8議案。同意第26号から同意28号までの3同意。諮問第1号の1諮問。承認第8号の1承認。認定第1号から認定第10号までの10認定。合計23案件を上程させていただいております。後ほど副町長から議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議をいただきまして、ご決定を賜ります事をお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、11番、谷本昌弘議員、12番、中尾伊佐男議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

10月5日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、岡田康則議会運営委員長より会期等について報告願います。

○6番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田委員長。

○6番（岡田康則） 去る10月5日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日10月10日より10月30日までの21日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第27号から議案第34号の8議案。同意第26号から同意第28号の3同意。諮問第1号の1諮問。承認第8号の1承認。認定第1号から第10の10認定。請願第1号、第2号の2請願を本日一括上程し逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日10日より30日までの21日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、議案第27号から議案第34号の8議案、同意第26号から同意第28号の3同意、諮問第1号の1諮問、承認第8号の1承認、認定第1号から第10号の10認定、について提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（東 正次） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、副町長。

（副町長 東 正次 登壇）

○副町長（東 正次） それでは、平成29年10月臨時会に上程致されました、議案第27号から議案第34号までの8議案、同意第26号から同意第28号の3同意、諮問第1号の1諮問、承認第8号の1承認、認定第1号から認定第10号までの10認定、合計23案件につきまして、順次ご説明を致します。

議案第27号 平成29年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ17億8,203万5,000円を追加し、予算総額を79億4,981万6,000円とするものでございます。

第2条「地方債の補正」につきましては、3ページをお開き願います。

このことにつきましては、3事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計21億1,590万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。12ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費では、財産管理費で、庁舎耐震補強工事の実施に伴ない5億1,870万円の増額となっております。

また、財政調整基金費775万1,000円の増額につきましては、財源調整による財政調整基金積立金の増額となっております。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費578万4,000円の増額につきましては、マイナンバーカード等の記載事項変更に伴い住民基本台帳システムの改修を行うものです。

3款民生費、1項社会福祉費の障害福祉費939万7,000円の増額につきましては、給付費の増加に伴い自立支援医療給付750万円増額と平成30年度からの障害福祉制度改正などに伴う障害福祉システム改修費189万7,000円を増額するものです。

次に、総合福祉会館運営費1,198万6,000円の増額につきましては、財政健全化計画の見直しについて、住民の皆さまのご理解とご協力を得ながら進めているところですが、豆山の郷運営審議会のご意見などにより、一般浴室等の運営について、平成29年度においては継続実施することに伴い、所要の経費を増額するものでございます。

同じく 3 款民生費、2 項児童福祉費 12 億 2,090 万円の増額につきましては、認定こども園整備事業の実施に伴い、所要の経費を増額するものでございます。

8 款消防費、1 項消防費 184 万 7,000 円の増額につきましては、消防団員退職報償金の増額となっております。

9 款教育費、3 項中学校費 27 万円の増額につきましては、県からの委託事業として「奈良の子どもの未来をひらく道徳教育推進事業」を実施するものでございます。

10 款災害復旧費、5 項その他公共施設災害復旧費 540 万円の増額につきましては、去る 9 月 16 日の台風 18 号の暴風により、町民グラウンド東側の防球フェンスの上部が道路側に傾いたことから、復旧工事を実施するものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。8 ページをお開き願います。

12 款使用料及び手数料、1 項使用料で 450 万円の増額。

13 款国庫支出金、1 項国庫負担金で 375 万円の増額。

同じく 13 款国庫支出金、2 項国庫補助金で 609 万 8,000 円の増額。

14 款県支出金、1 項県負担金で 187 万 5,000 円の増額。

同じく 14 款県支出金、3 項県委託金で 27 万円の増額。

17 款繰入金、1 項基金繰入金で 7,000 万円の増額。

18 款繰越金、1 項繰越金で 1,929 万 2,000 円の増額。

19 款諸収入、4 項雑入で 125 万円の増額。

20 款町債、1 項町債で 16 億 7,500 万円の増額となっております。

以上、歳入歳出 17 億 8,203 万 5,000 円の増額補正となっております。

議案第 28 号 平成 29 年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 324 万 1,000 円を減額し、予算総額を 27 億 7,175 万 9,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。8 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費では、全額国庫補助金を受けて、国保都道府県化に伴う平成 29 年度国保情報データベース改正対応を行うものです。

2 款保険給付費、1 項療養諸費では、補正額の増減はなく、財源の振替となっております。

4 款介護納付金、1 項介護納付金では 4 万 7,000 円の増額で、額の確定に伴う増額となっております。

11 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等では、422 万円の減額で、額の確定に

伴う減額となっております。

12 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等では、60 万 8,000 円の増額で、額の確定に伴う増額となっております。

次に、歳入についてご説明致します。6 ページをお開き願います。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税で 1,972 万 9,000 円の減額。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金で 133 万 5,000 円の減額。

同じく、2 款国庫支出金、2 項国庫補助金で 132 万 5,000 円の増額。

4 款県支出金、1 項県補助金で 25 万 1,000 円の減額。

7 款繰越金、1 項繰越金で 1,674 万 9,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 324 万 1,000 円の減額補正となっております。

議案第 29 号 平成 29 年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 3,809 万 4,000 円を追加し、予算総額を 7 億 6,609 万 4,000 円とするものでございます。

第 2 条「地方債の補正」につきましては、3 ページをお開き願います。

このことにつきましては、資本費平準化債借換債の借入限度額を表のとおり追加し、起債の限度額を 2 億 1,759 万 4,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。10 ページをお開き願います。

2 款公共下水道事業費、1 項公共下水道事業費 50 万円の減額につきましては、下水道長寿命化計画事業費不用額を減額するものでございます。

4 款公債費、1 項公債費 3,859 万 4,000 円の増額につきましては、下水道事業債の一部について、低い利率の地方債に借り換えを行うものでございます。

次に、歳入についてご説明致します。8 ページをお開き願います。

6 款繰越金、1 項繰越金で 50 万円の減額。

7 款町債、1 項町債で 3,859 万 4,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 3,809 万 4,000 円の増額補正となっております。

議案第 30 号 平成 29 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の財源振替を行うものでございます。

議案第 31 号 平成 29 年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ 3,486 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 20 億 1,486 万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。8 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費では 233 万 2,000 円の増額で、介護保険制度改正に伴うシステム改修経費の増額となっております。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費では、補正額の増減はなく、財源の振替となっております。

5 款積立金、1 項基金積立金 2,691 万 5,000 円の増額につきましては、財源調整による介護給付費準備基金積立金の増額となっております。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では 561 万 3,000 円の増額で、平成 28 年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う、償還金の増額となっております。

次に、歳入についてご説明致します。6 ページをお開き願います。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金で 400 万 8,000 円の増額。

6 款県支出金、1 項県負担金で 51 万 2,000 円の増額。

7 款繰入金、2 項基金繰入金で 1,700 万円の減額。

8 款繰越金、1 項繰越金で 4,734 万円の増額となっております。

以上、歳入歳出 3,486 万円の増額補正となっております。

議案第 32 号 平成 29 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算に 9 万 9,000 円を追加し、予算総額を 3 億 3,049 万 9,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。8 ページをお開き願います。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金では 49 万 9,000 円の増額で、平成 28 年度分に係る被保険者からの納付金未払い分を、負担金として広域連合に納付するものです。

次に、歳入についてご説明致します。6 ページをお開き願います。

5 款繰越金、1 項繰越金で 49 万 9,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 49 万 9,000 円の増額補正となっております。

議案第 33 号 河合町債権管理条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、町が保有する債権が、町税や国民健康保険税のほか、公共施設の使用料や貸付金の償還金など多岐にわたり、地方自治法などの関係法令に基づき適正管理に努めているところですが、より一層の債権管理の適正化と事務処理の効率化を図ることを目的として、「河合町債権管理条例」を制定するものでございます。

主な内容については、第 2 条で本条例の対象とする債権の区分を明確化し、第 3 条以降で、債権の適正な管理について規定しています。

また、第 6 条において、町の私債権のうち、徴収不能な債権についての処理基準を定めています。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第 34 号 河合町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、住宅入居の手続における提出書類を変更することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

同意第 26 号 北葛城郡公平委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、前委員の任期満了により、新たに下記の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町久美ヶ丘 1 丁目 5 番地 13。氏名、山内嘉信（やまうち よしのぶ）。

生年月日、昭和 19 年 4 月 7 日。経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

同意第 27 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、このたび、竹林康之（たけばやし やすゆき）氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町中山台 1 丁目 6 番地 8。氏名、竹林康之（たけばやし やすゆき）。

生年月日、昭和 15 年 4 月 19 日。

経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

同意第 28 号 教育委員会委員の任命についてでございます。

このことにつきましては、このたび、三好里実（みよし さとみ）氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条

第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町広瀬台3丁目11番地8。氏名、三好里実（みよし さとみ）。

生年月日、昭和41年6月9日。

経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

このことにつきましては、このたび、松井万三（まつい まんぞう）氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町高塚台2丁目3番地1。氏名、松井万三（まつい まんぞう）。

生年月日、昭和22年8月19日。

経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分致しました「平成29年度河合町一般会計補正予算」についてご説明を致します。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ847万4,000円を追加し、予算総額を61億6,778万1,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。8ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費の財政調整基金費では、財源調整により18万2,000円の減額となっております。

2款総務費、4項選挙費では、865万6,000円の増額で内容につきましては、平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙費の増額となっております。

次に、歳入についてご説明致します。6ページをお開き願います。

14款県支出金、3項県委託金で847万4,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出847万4,000円の増額補正となっております。

次に、認定第1号から認定第10号につきましては、平成28年度各会計の歳入歳出決算認定についてでございます。

認定第1号から認定第8号までの、一般会計並びに7特別会計の歳入歳出決算認定につきましては、「地方自治法第233条第3項」の規定により、また、認定第9号、水道事業会計

決算認定につきましては「地方公営企業法第 30 条第 4 項」の規定により、また、認定第 10 号では、平成 29 年 3 月 31 日をもって解散した西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算認定について、「地方自治法施行令第 5 条第 3 項」の規定により、それぞれ監査委員の意見書を附して、議会の認定を求めるものでございます。

配布しております「平成 28 年度・主要な施策の成果」を基に説明させていただきます。

主要な施策の成果の 13 ページをお開き願います。

認定第 1 号 平成 28 年度河合町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

下段の表のとおり、歳入総額は 65 億 2,282 万 9,213 円となり、対前年度 159 万 4,480 円の増額、率で 0.02%の微増となっております。

歳出総額につきましては、64 億 4,565 万 7,226 円で、対前年度 5,887 万 9,759 円の減額、率で 0.9%の減となっております。

歳出面では、普通建設事業費で小中学校耐震化事業の完了などで前年度に比べて 4,735 万 2,000 千円、12.9%の減額。

一方、扶助費では、子ども医療費の助成対象範囲の拡充などで 2,710 万 7,000 円、3.3%の増額になっています。

また、歳入面では、主要自主財源である町税では、一部企業の業績回復による法人住民税の増額など、町税総額では前年度に比べて 1,838 万 1,000 円、0.9%増額になったものの、国勢調査人口減少などにより、地方交付税は、前年度に比べて 3,965 万 2,000 円、2.0%の減額、臨時財政対策債で 5,004 万 2,000 千円、16.4%の減額になっており、財源確保のため、基金繰入金も 8,000 万円増額になっています。

以上の結果、歳入歳出差引額から翌年度への繰り越し財源を除いた実質収支額は 2,929 万 1,987 円の黒字決算となっております。

なお、主要な施策の成果の 15 ページから 85 ページまでは、一般会計の主要な施策の成果を記載しておりますので、参照していただきたいと思います。

主要な施策の成果の 87 ページをお開き願います。

認定第 2 号 平成 28 年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額 25 億 1,839 万 9,891 円、歳出総額 25 億 165 万 1,300 円、実質収支は 1,674 万 8,591 円の黒字決算となっております。

88 ページ、89 ページには保険税の収納状況、給付状況等を記載しておりますので参照し

ていただきたいと思います。

主要な施策の成果の 91 ページをお開き願います。

認定第 3 号 平成 28 年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額 3 万 5,000 円、歳出総額 463 万 2,500 円、差引実質収支は 459 万 7,500 円の赤字決算となり、翌年度繰上充用金で補填しております。

主要な施策の成果の 93 ページをお開き願います。

認定第 4 号 平成 28 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額 818 万 7,846 円、歳出総額 818 万 7,846 円で、差引実質収支はゼロとなっております。

主要な施策の成果の 95 ページをお開き願います。

認定第 5 号 平成 28 年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額 6 億 8,581 万 6,695 円、歳出総額 6 億 8,571 万 1,695 円、歳入歳出差引額から翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支はゼロとなっております。

主な事業実績は 96 ページ以降に記載しております。

主要な施策の成果の 99 ページをお開き願います。

認定第 6 号 平成 28 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額 200 万円、歳出総額ゼロ、差引実質収支は 200 万円の黒字決算となっております。

主要な施策の成果の 101 ページをお開き願います。

認定第 7 号 平成 28 年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

保険事業勘定では、歳入総額 15 億 7,505 万 1,335 円、歳出総額 15 億 2,595 万 4,822 円、歳入歳出差引額から翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支は 4,734 万 513 円となっております。

102 ページ以降に保険料の収納状況、給付状況等を記載しております。

主要な施策の成果の 105 ページをお開き願います。

認定第 8 号 平成 28 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について

でございます。

歳入総額 3 億 1,829 万 7,181 円、歳出総額 3 億 1,779 万 8,381 円、差引実質収支は 49 万 8,800 円の黒字決算となっております。

支出状況は 106 ページに記載しております。

次に、認定第 9 号 平成 28 年度河合町水道事業会計決算認定についてでございます。

別冊で配布致しております「平成 28 年度 河合町水道事業会計決算書」の 1 ページ「平成 28 年度河合町水道事業決算報告書」をお開き願います。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額 6 億 616 万 3,764 円、支出総額 5 億 5,897 万 3,866 円、差引実質収支は 4,718 万 9,898 円の黒字決算となっております。

次に、決算書の 3 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額ゼロ、支出総額 2,944 万 1,358 円、差引実質収支は 2,944 万 1,358 円の赤字決算となっております。

なお、12 ページ以降には、事業報告書、給水人口及び配水量などを記載しておりますので、参照していただきたいと思えます。

次に、認定第 10 号 平成 28 年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

このことにつきましては、西和衛生試験センター組合が平成 29 年 3 月 31 日をもって解散したことに伴い、当組合の平成 28 年度決算について、地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定に基づき、構成 7 町による決算の認定を受けるものです。

別冊で配布致しております「平成 28 年度西和衛生試験センター組合一般会計歳入歳出決算書」の 5 ページをお開き願います。

歳入合計 1 億 3,637 万 7,047 円、歳出合計 8,722 万 8,136 円、差引実質収支は 4,914 万 8,911 円の黒字決算となっております。

以上、上程致されました 23 案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎請願第 1 号、第 2 号の趣旨説明

○議長（疋田俊文） 次に、請願第 1 号、第 2 号が提出されています。請願趣旨を紹介議員か

ら説明願います。

請願第2号を池原真智子議員、説明願います。

○9番（池原真智子） はい。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○9番（池原真智子） それでは請願第1号 認定子ども園の早期開園を求める請願書について説明をさせていただきます。

まず、請願の趣旨でございますけど、河合町では少子化問題解決の一環として「幼保連携認定子ども園」の建設が予定されています。私たちは、子どもたちにより質の高い教育・保育を整えることができることができ、保護者の安心感もきちんと反映される認定こども園の誕生を保護者と共に心から願っています。

私たちが安心して子どもを預けることができ、子どもたちがいきいきと日々の園生活を送れる施設の開園を一日も早く実現されることを請願します。

理由といたしまして、河合幼稚園と西穴闇保育所は、建設から40年以上が経過し、建物や設備の老朽化が激しい状態です。また、西穴闇保育所においては耐震補強の工事も未着手で、そのことも含め改修するとなれば相当な費用がかかりますし、子どもの安全面もおびやかされてしまいます。しかも、周辺は交通量が多く、河合幼稚園や西穴闇保育所は園庭なども狭いことから、老朽化の問題と併せて子どもの安全に多大な問題があります。

ご承知のとおり、子どもを取り巻く現状は大変厳しいものがあります。だからこそ、子ども一人ひとりが本当に大切にされる保育・教育が求められます。

そのためには、ゆとりある職員の配置をはじめ、身体の発達に深く影響する食習慣を身につけるための食育の充実や子育て支援の強化、そして通園バスの運行や、保護者が働いて、いないに関わらず預けられる環境整備など、保護等へのサポートも不可欠です。

既に、昨年3月に設計費約、4,000万円が本会議で可決され、誰もが建設されるものとして信じてやみませんでした。そして、もし建設されなければこれが無駄になってしまい、結局のところ住民に負担を強いられることになってしまうのではないのでしょうか。

また、今建設しますと建設費のみならず既に可決されています、設計費も含め国から半分の起債という形でかえってくるという事も大変有利な状況だと思います。

そのようなことから、認定子ども園が是非必要だと考えています。

未来ある子どものために、認定子ども園の早期開園を要請するものです。

○議長（疋田俊文） 請願第2号を西村 潔議員説明願います。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） それでは、請願第2号 認定こども園建設(スポーツ公園南隣)計画の白紙化とあらゆる選択肢の再検討を求める請願書について説明いたします。

まず、請願の趣旨でございます。

この度の認定こども園建設計画について、現在にいたるまでの間、町行政側から議会と住民への説明は十分になされたとは思いません。新聞紙上で7月タウンミーティングで町の考えは説明したと、また財源として第三小学校跡地を宅地として売却すれば町の活性につながると公表されました。本町の財政は経常収支比率、実質公債費負担比率、将来負担比率などの財政指標の数値を見ても非常に悪く深刻な状況と思われまます。認定こども園新規建設以外に早急に行うべき事業が多くあると考えます。認定こども園建設ありきの姿勢を正して第三小学校校舎再利用などあらゆる選択肢を挙げ将来生まれてくる子どもたちと若い世代に出来るだけ負担をかけないよう町と議会はよく審議して方向性を決めることを請願します。

理由としてまず、1) 認定こども園建設と場所選定までの経緯などについて。

①平成26年河合町子ども子育て会議が設置され5回ほど会議された。会議傍聴規則が定められ10月23日第2回の会議から定員7名まで傍聴出来るとなっているが、町は不誠実に全く会議開催の知らせと傍聴呼びかけはしなかった。会議が秘密裏に行われたと判断せざるを得ない。議会から議員一人が会員になっているが人選の方法と議会への会議内容の報告がありませんでした。

②建設場所の選定について、子ども子育て会議では建設場所の適否に関しては討議されず、町行政側の一方的な判断でスポーツ公園隣接地に決まった。建設用地の候補地を挙げ、建設費、便宜性などについて審議は十分なされていないと判断します。

③河合幼稚園、西穴闇保育所の跡地は売却の方針が出ていますが、各地域の住民に説明されていない。

④西穴闇保育所の耐震化工事は未実施で、老朽化についてはよく認識しております。平成10年から県と町の共同事業である大塚山古墳群整備事業が始まっております。保育所近辺の古墳群整備計画に照らして町づくり計画を策定すべきである。安易に売却となると古墳群整備計画が台無しになる可能性があります。

⑤スポーツ公園用地を子ども園建設5,000㎡分削減して代替地として中央公民館南側の池の地域を公園区域に編入しました。公園法の決まりとしては代替地の公園整備も同時に行う

べきと聞いている。これらの公園整備費はいくらぐらい要するか。

⑥子ども園での職員数は正規、臨時合わせて約47名となっております。この職員さんたちの駐車場はどのようにするのか。新たに駐車場整備費が必要となります。

⑦保護所の送迎用の駐車スペースはどうなっているか。設計図では5台の駐車場となっております。まったく足りないのではないか。西大和保育園でも10台の駐車場を確保しております。

⑧子ども園建設の際、工事車両の通行のための町道の拡幅などの道路整備が必要となる。この整備費はいくら見積もっていますか。

⑨基本設計、実施設計の依頼の仕様は鉄筋コンクリート2階建てからいかなる理由により、一階木造建築に変更したのか不明でございます。

⑩ワールド設計の設計図によると1階木造建築中庭回廊型施設となっております。入口まで約数十段の階段を上がらなければならない。スロープがあるとはいえ利便性は劣ります。

⑪中庭方式になると大地震発生の避難方法が限られており、木造建築は耐火防火の点から鉄筋コンクリート建築と較べると難があります。また耐震性にも問題があります。建築後のメンテナンスはどうなのか不明です。

2) 建設総事業費について

①設計費、造成費、建築費と備品他以外に道路整備費、駐車場、公園整備費など含めて総事業費は何億円になるのでしょうか。これらの財源はどのように充当するのか。町は明らかにしておりません。

3) 本町の財政状況について

①平成28年度決算上実質公債比率は18%以上になる見込み、今後は起債許可団体となります。この他経常収支比率はほぼ100%近くになりこれからの先行事業を施行する財政的余裕はありません。

認定子ども園建設以外に早急に実施しなければいけない事業が多くあります。庁舎耐震化工事、小学校統廃合による平成32年4月までに第二小学校の大幅な改修工事を実施しなければなりません。先の住民説明会では改修費は億単位の費用が必要かとお聞きしました。かなり財政はひっ迫することは必至です。

②平成28年度の一般会計上の地方債残高は124億4,000万円が見込まれております。この2、3年に行うべき事業実施すれば過去最高の約160億円に迫る恐れがあります。歳入面の町税と地方交付税は以前より年々厳しくなります。余りにも子ども園建設は無謀と判断します。

③第三小学校施設の有効利用を検討すべきです。近年校舎三棟と体育館の耐震化工事は完了しています。雨天時の運動会で体育館を使用できます。再利用の場合、具体的にいくら費用を要するか見積もり計算するべきです。

④財源について、有利な公共施設最適化事業債の申請を考えてとのことですが、締め切りは平成30年3月末まででしょうか。公共施設等適正化管理推進事業債(期限平成33年度末)を第三小学校の施設再利用のケースに充当出来ると考えます。

4) 開園後の運営費について

①過去の全員協議会向けの説明書を参照しました。平成27年度保育事業総費用と幼稚園運営総事業費の合計より子ども園運営事業費は下回りますか。町が積算した運営費の見積もりは甘いと判断します。早急にあらゆる予想される経費を見積もりし議会と住民に開示して下さい。

②本町の西部地域の多くは児童は西大和保育園、東部地域の多くの児童は西穴闇保育所で保育を受けています。最近の出生数を考慮すると今後児童の獲得競争が激化すると予想されます。町が見込んでいる児童数は確保出来るのでしょうか。

以上でございます。

○議長(疋田俊文) 10分間暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 再開します。

○議長(疋田俊文) 日程第3 議案第34号 河合町住宅管理条例一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 河合町の住宅管理条例の一部改正について質問したいと思います。この中で、言葉が変わるという事で請書が変わるということで、契約書ってなってるんですけども、これについて何点かお聞きしたいと思います。ひとつは、請書と契約書の違いについてお聞きしたいのと、法的にどのように変わるのか、契約書、請書もですが場合保証人等はどうか3点お聞きしたいです。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○住民生活課長（上村英伸） 今回改正させていただいたのは、入居の際に請書から町営住宅契約書に変更させていただきます。理由としましては、請書は一方的でございまして、今回制度としても古いという事で、民間の賃貸借契約に習いまして、町営住宅賃貸借契約を締結し、双方で保管することで入居に伴うトラブルを回避することを目的として今回、請書から賃貸借契約書に変更させていただいたものです。法的には公営住宅法、河合町管理条例等を遵守することをうたっておりますので、そこに違法すればそれに基づいて処分して行きたいと考えております。

保証人につきましては、連帯保証人と同じで2名が必要となっておりますのでそこに必要な書類をつけていただきまして、連帯保証人として契約書に明記させていただきます。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 今まで請書の場合は、保証人がなくても借りれたんですね。それと、契約書交わして、保証人がいたら色々、今まで不都合な点とか家賃の未収入等も含めまして保証人が対応してくれることになるんでしょうか。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○住民生活課長（上村英伸） 今まで、請書の時も連帯保証人として2名がついておりました。今回も賃貸借契約書についても2名の連帯保証人になっております。

○住民生活部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 質問の保証人が対応するという事については、請書の時も同様

に今回の契約書についても同じく保証人が補償するという事になりますので、それは全く変わりません。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第34号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第34号 河合町住宅管理条例一部改正については原案のとおり可決すること決定しました。

◎同意第26号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第4 同意第26号 北葛城郡公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより、同意第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第26号 北葛城郡公平委員会委員の選任については原案のとおり同意すること決定しました。

◎同意第27号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第5 同意第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより、同意第27号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第27号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意すること決定しました。

◎同意第28号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第6 同意第28号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより、同意第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第28号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意すること決定しました。

◎諮問第1号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案については原案のとおり、松井万三氏を適任者とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり松井万三氏を適任者と認めることに決定しました。

◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第8 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町一般会計補正予算）」を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町一般会計補正予算）」は原案のとおり承認すること決定しました。

◎議案第27号から議案第33号、請願第1号、請願第2号の委員会付

託

○議長（疋田俊文） 日程第9 議案第27号、日程第10 議案第28号、日程第11 議案第29号、日程第12 議案第30号、日程第13 議案第31号、日程第14 議案第32号、日程第15 議案第33号、日程第16 請願第1号、日程第17 請願第2号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

○2番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） 動議。ただいま議長の方から各議案及び請願について各常任委員会に付託される事については、異議はありませんが、ただ今回の臨時議会に提出された議案はそもそも9月の定例会に提出されるべき議案と思われます。ただ、9月議会があのように流会になった事により、住民生活に少なからず影響を及ぼしてると思いますので、私たち議会議員として町民の方々に責任を持つという意味ですみやかに各議案を審議するために各常任委員会に付託されるであろう議案について会議規則第45条第1項の規定に基づき、期限を付することを求めます。期限は平成29年10月27日とすることの動議を定義します。尚、期限を付することについては、議決事項でありますのでただちに、議題として採決を求めます。以上です。

（「賛成します」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） 賛成します。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） 動議でたんですけども、今回の予算に約12億円の認定こども園、非常に財政が厳しい折、本当に高いお買い物をするという意味では、慎重なる審議が必要かと思えますので、私は反対として、慎重に考えもっていきたいと思いますので反対します。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時30分

○議長（疋田俊文） 再開します。

先ほど、動議がありました。取り下げの申し出がありました。

再度、日程の審議方法からすすめさせていただきます。

日程第9 議案第27号、日程第10 議案第28号、日程第11 議案第29号、日程第12 議案

第30号、日程第13 議案第31号、日程第14 議案第32号、日程第15 議案第33号、日程第16 請願第1号、日程第17 請願第2号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

議案第27号、議案第33号、請願第1号、請願第2号を総務常任委員会に付託します。

議案第28号、議案第31号、議案第32号を厚生常任委員会に付託します。

議案第29号、議案第30号を経済建設常任委員会に付託します。

◎認定第1号から認定第10号の委員会付託

○議長(足田俊文) 日程第18 認定第1号、日程第19 認定第2号、日程第20 認定第3号、日程第21 認定第4号、日程第22 認定第5号、日程第23 認定第6号、日程第24 認定第7号、日程第25 認定第8号、日程第26 認定第9号、日程第27 認定第10号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

特別委員会を設置します。委員会の名称は決算審査特別委員会とします。

ただいま、設置しました委員会の委員数及び委員の選任についてはどのようにしたらよろしいかお諮りいたします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

委員の選任の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員には、大西議員、吉村議員、清原議員、中尾議員、辻井議員の以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午後12時11分

再開 午後12時17分

○議長（疋田俊文） 再開します。

互選の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員長には中尾伊佐男議員、同副委員長には辻井議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午後12時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 正 田 俊 文

署 名 議 員 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 中 尾 伊 佐 男